

平成23年度決算検査報告について

1. 決算検査報告概要

平成23年度の決算検査報告については平成24年11月2日に会計検査院から内閣に送付された。

主な掲記内容は以下のとおり。

掲記件数 513件、指摘金額5,296億742万円

- **不当事項**
検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
〈件数：357件、指摘金額：191億3,383万円〉
内閣官房・内閣府本府⇒該当なし
- **意見を表示し又は処置を要求した事項**
不適切又は不合理な事態を是正あるいは改善するために直接当局に意見を表示したり、処置を要求したりしたもの
〈件数：81件、指摘金額：4,791億7,956万円〉
内閣官房・内閣府本府⇒3件（P3～P4 ①～③）
- **本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項**
検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項
〈件数：53件、指摘金額：315億753万円〉
内閣官房・内閣府本府⇒該当なし
- **国会及び内閣に対する報告**
意見を表示又は処置を要求した事項、その他特に必要と認める事項について国会及び内閣に報告したもの
〈件数：13件、（うち6件は意見表示・処置要求事項として掲記）〉
内閣官房・内閣府本府⇒1件（P4 ②）
- **国会からの検査要請事項に関する報告**
国会からの検査要請により特定の事項について検査を実施し、その検査結果を報告した事項
〈件数：9件〉
内閣官房・内閣府本府⇒1件（P3 ①）
- **特定検査対象に関する検査状況**
国民の関心が高い事項について検査の状況を明らかにするもの
〈件数：6件〉
内閣官房・内閣府本府⇒該当なし

事項別検査結果の概要(各府省分のみ)

省庁名	事 項		意 見 を 表 示 し 又 は 処 置 を 要 求 し た 事 項		本 院 の 指 摘 に 基 づ き 当 局 に お い て 改 善 の 処 置 を 講 じ た 事 項		計	
	件	不 当 事 項	件	注1、注2	件		件	
内閣			[36] 2	(8億8,469万円)			2	(8億8,469万円)
内閣(人事院)			[36] 1	89億2,734万円			注3 1	89億2,734万円
内閣府(内閣府本部)			[36] 1	9,550万円			1	9,550万円
総務省	16	18億2,434万円	[36] 5	725億2,034万円 (114億8,835万円)			21	743億3,784万円 (114億8,835万円)
法務省	6	1億1,511万円			2	1億1,388万円	8	2億2,899万円
外務省	1	1,092万円	[36] 2	1,548万円 (6億4,835万円)	2	1億2,356万円	5	1億4,996万円 (6億4,835万円)
財務省	1	2億3,514万円	[34] 1 [36] 6	11億8,851万円 275億8,159万円	1	2,085万円	9	290億2,609万円
文部科学省	17	1億5,530万円	[34]・[36] 1 [36] 2	4,732万円 (1億6,264万円) 256億5,930万円 (3,807億1,800万円)			20	258億5,854万円 (1億6,264万円) (3,807億1,800万円)
厚生労働省	153	46億5,223万円	[34] 2 [36] 8	1億2,771万円 77億1,570万円 (15億88万円) (765億4,025万円)	3	2億5,866万円	166	126億3,836万円 (15億88万円) (765億4,025万円)
農林水産省	43	15億4,183万円	[34] 3 [34]・[36] 1 [36] 5	19億4,449万円 6,388万円 186億1,976万円 (90億5,753万円)	6	240億8637万円 (61億5,911万円) (361億2,499万円)	58	462億4,269万円 (90億5,753万円) (61億5,911万円) (361億2,499万円)
経済産業省	14	61億2,117万円	[34]・[36] 1 [36] 1	99億135万円 (480億714万円) 229億9,735万円			16	390億1,987万円 (480億714万円)
国土交通省	38	10億7,021万円	[34] 7 [34]・[36] 1 [36] 4	23億7,606万円 (2億1,744万円) (5億5,252万円) (9億298万円) (43億863万円) 257億2,807万円 (228億2,335万円) (6億2,063万円) (2,208万円)	3	2億160万円	53	293億1,402万円 (2億1,744万円) (5億5,252万円) (9億298万円) (43億863万円) (228億2,335万円) (6億2,063万円) (2,208万円)
環境省	16	1億9,977万円	[36] 1	5億4,072万円			17	7億4,049万円
防衛省	3	1億1,467万円	[34] 1 [36] 4	3億5,692万円 79億2,096万円 (7,464億1,428万円)	4	2億2,521万円	12	86億1,776万円 (7,464億1,428万円)

注1: 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の〔34〕は会計検査院法第34条によるもの、〔36〕は会計検査院法第36条によるものを示している。

注2: ()内の金額は背景金額(指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示したもの)であり個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注3: 内閣のうち1件及び内閣(人事院)の1件は、内閣及び内閣(人事院)の両方に係る指摘であり、金額は内閣(人事院)のみに計上している。

2. 内閣官房・内閣府本府における検査結果

①情報調査室内閣衛星情報センターにおける三菱電機㈱の過大請求事案

○ 事案の概要

内閣情報調査室内閣衛星情報センターは、外交、防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を目的として、情報収集衛星の研究、開発、運用等を行っている。

これらの業務については、衛星センターが三菱電機㈱等の民間企業等と委託契約等を締結するほか、(独)宇宙航空研究開発機構等と委託契約を締結し、三菱電機等と業務の一部を再委託するなどして実施している。

衛星センターは、宇宙航空研究開発機構が三菱電機と締結したし委託契約について過大請求があったとの情報を得たことから、24年1月以降、鎌倉製作所に職員を派遣し工数管理資料等を調査するとともに、関係者からの聴取等を実施した結果、同月三菱電機は工数の付替えを行っていたことを認めて報告したことから、三菱電機に対して、指名停止の措置を執るとともに、特別チームを設置し過払額の算定を行うなどのための調査を実施している。

これまで、衛星センターは、三菱電機と締結した概算契約について、従来から職員を派遣して確定調査を行っており、確定調査において、実績報告書の計数と帳票類との突合を行い、経理担当者等から説明を聴取するなどの確認は行っている。しかし、確定調査の実施項目、実施方法等を定めた要領等を整備していないことや実際に工数の計上を行った担当者からの聴取等をしていないなど実績工数の確認を十分に行っていなかった。

また、宇宙航空研究開発機構が実施している「制度調査」(民間企業等に対して、内部規程等に基づき、見積書その他の契約金額を確定させるための資料の適正性を契約相手方の会計制度等の面から確認する調査)に係る規定を設けていなかった。

○ 意見表示内容

衛星センターにおいて、情報収集衛星の研究、開発、運用等に係る予算の執行のより一層の適正化を図るよう、確定調査等に関し、

- 確定調査及び随時調査については、これらを実効あるものとするため、実施項目、実施方法等を定めた要領等を整備するとともに、実際に工数計上を行った担当者からの聴取を行うなどして、作業現場の実態や工数集計等の実態等の把握に努めること。また、随時調査については、抜き打ち調査を含む調査の手法等を検討し、効果的に実施できるような体制を整備する。
- 制度調査については、早急に実施できるよう、関係規定及び実施体制を整備するとともに、実施に当たっては、実績及び知見を有する他の調達機関と連携を図ることなどを検討する。

②人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について（人事院にも意見表示）

○ 事案の概要

内閣官房（内閣官房情報通信技術（IT）担当室）は、人事院とともに人給システムに係る「人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会」の事務局に加わり、最適化計画に沿ってシステムの設計・開発が進捗するよう、担当府省に対する助言等を行っているが、同システムは、16年2月に当初の最適化計画が決定された後、24年1月までに計4回にわたって最適化計画が改定されており、これに伴ってシステムに参画する各府省等の運用開始が遅延しており、最適化効果の発現が大幅に遅延している。

○ 意見表示内容

人事院及び内閣官房において、参加府省等との調整をより一層実施するなどして人給システムの最適化を円滑に実施し、最適化効果が早期に発現するよう、内閣官房において、人事院への助言を含む総合調整を行うこと

③沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて（財務省にも意見表示）

○ 事案の概要

沖縄振興開発金融公庫（内閣府・財務省所管）は、沖縄の企業等における省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進等を図るために「環境・エネルギー対策貸付制度」による資金の貸付けを実施している。

省エネ貸付の制度については、貸付要綱において具体的な省エネ効果要件が定められているものの、近年、施設の省エネ性能の向上、構造要件を満たす施設の普及、施設の多種多様化等が進んでいる中で、省エネ効果要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に対して多額の貸付けが行われており、省エネ効果要件は実効のあるものとなっていない。

○ 意見表示内容

内閣府及び財務省において、中小企業庁等と連携するなどして、施設の省エネ性能や普及状況等に鑑み、これらの施設の省エネ効果を適切に検証したり、省エネ効果の確認・判断方法を見直したりなどして、十分な省エネ効果が期待できなくなっている施設については貸付対象施設から除外するなどの制度の見直しを行うことなどにより、省エネを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとする